

写

蓮田市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、蓮田市長から平成29年度決算審査及び行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

平成31年3月28日

蓮田市監査委員 内 田 薫

蓮田市監査委員 山 口 京 子

写

政調第546号  
平成31年3月6日

蓮田市監査委員 内田 薫 様  
蓮田市監査委員 山口 京子 様

蓮田市長 中野 和信

平成29年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書に基づく  
指摘事項の措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のと  
おり通知します。

(別紙)

平成29年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書に基づく指摘事項の措置状況について

**【指摘事項】**

1. 出納事務について

人事給与管理事業において、延滞金 99,800 円を支出していた。この延滞金は市議会議員の平成 28 年 6 月報酬分の所得税を平成 28 年 7 月 11 日までに納付すべきものを、平成 29 年 6 月 1 日に納付したことによる延滞税と不納付加算税である。支出に当たっては、遺漏等がないよう細心の注意を払い適正な出納事務を行うべきである。

**【措置状況】**

二度と間違いが起こらないために、人件費に係る年間の支出予定表をもとに、担当者と担当リーダーで確認を行い、支払漏れや伝票作成の漏れはないかチェックしております。

また、伝票作成後は、蓮田市事務決裁規程に基づく決裁時に、新たに作成した支払確認マニュアルに基づき支払期日、金額等の伝票内容の確認を行っております。

今後は、支払い手続きに対しても細心の注意を払い公金の適正な出納事務を行ってまいります。(秘書課)